

年末調整とマイナンバー記載必要書類

平成 28 年も残すところあと 1 ヶ月となり、今年も年末調整を行う時期となりました。昨年と比べ年末調整について大きな改正はありません。平成 28 年度からマイナンバー制度が始まりました。扶養控除申告書に従業員本人のみならず扶養親族のマイナンバーも記載することになっていますので記入漏れがないようにして下さい。

年末調整は、1 月から 12 月までの給与・賞与を集計し 1 年分の給与所得に対する所得税額(国の税金)を確定させ、天引きしてきた源泉所得税額と比較してその差額を精算する手続きです。

年末調整ができない人は、下記のとおりです。(確定申告をします)

1. 28 年中の主たる給与収入が 2,000 万円を超える人
2. 2ヶ所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与支払者で年末調整をしている人
3. 年末調整を行うときまでに、扶養控除申告書を提出していない人
4. 年の中で退職した人(死亡退職者等を除く)
5. 非居住者
6. 毎月の税金計算が乙欄適用で行われている人(主たる給与が他にある人)

平成 28 年以後に税務署に提出するマイナンバー記載必要書類の主なものは以下のものです。

- ◆給与所得の源泉徴収票 ◆報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- ◆不動産の使用料等の支払調書

提出に向けて、マイナンバー取得が必要な支払先の確認、取得方法の検討など事前に準備しておきましょう。

【年末年始のお知らせ】

年末年始の日程は下記の通りとなります。

12 月 27 日(火) 仕事納め

12 月 28 日(水)

↓ 休業

29 年 1 月 4 日(水)

1 月 5 日(木) 仕事始め